

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年2月18日（火） 号外第18号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則（7）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 3

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

建築士法（以下「法」という。）の一部が改正され、2級建築士及び木造建築士の登録及び試験における建築実務の経験に係る要件が変更されたことに伴い、2級建築士及び木造建築士の登録申請等の添付書類について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事又は指定試験機関に提出しなければならないこととする。ただし、2級建築士試験又は木造建築士試験（以下「2級建築士等試験」という。）の受験申込時に卒業証明書等を知事に提出した場合等で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、ウに掲げる書類を添付することを要しない。

ア 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

イ 知事又は指定試験機関が交付した2級建築士等試験に合格したことを証する書類

ウ 登録の要件となっている学校の卒業及び建築実務の経験を証する書類

(2) 学科の試験（他の都道府県知事が行う学科の試験を含む。）に合格した者については、学科の試験に合格した2級建築士等試験（他の都道府県知事が行う2級建築士等試験を含み、以下「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の2級建築士等試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては3回）の2級建築士等試験に限り、学科の試験を免除することとする。

(3) 建築実務の経験を7年以上有する者として2級建築士等試験（指定試験機関が2級建築士等試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者にあつては、受験申込書に、実務経歴書及び実務経歴証明書を添えて、知事に提出しなければならないこととする。

(4) 施行期日は、令和2年3月1日とする。

# 規 則

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第7号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）<u>第4条第3項又は第5項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、住所地を所管する総合事務所又は建築住宅事務所（以下「所管事務所」という。）の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。ただし、第14条第1項の規定により同項第1号に掲げる書類を知事に提出した場合又は当該書類を添えて指定試験機関（法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。）に第14条第2項の規定による受験の申込みを行った場合で、当該書類に記載された内容と第1号書式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号に掲げる書類を添付することを要しない。</u></p> <p><u>(1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p><u>(2) 知事又は指定試験機関が交付した2級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる書類</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 法第4条第4項第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 法第4条第4項第2号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書、第1号の2書式による実務経歴書及び第1号の3書式による実務経歴証明書</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）<u>第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号書式による免許申請書に本籍の記載のある住民票の写しを添え、住所地を所管する総合事務所又は建築住宅事務所（以下「所管事務所」という。）の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>基準に適合することを証するに足る書類</u></p> <p><u>エ 法第4条第4項第4号に該当する者にあつては、第1号の2書式による実務経歴書及び第1号の3書式による実務経歴証明書</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、<u>法第4条第5項</u>の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は第1項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第10条の3 知事は、鳥取県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、鳥取県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第23条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表、<u>受験申込書及び第14条第1項第1号に掲げる書類</u>に記載された事項</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第10条の7 法第4条第3項又は第5項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許証等用写真を貼付した2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に<u>第1条第1項各号に掲げる書類を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。ただし、第14条第1項第1号に掲げる書類を添えて指定試験機関に同条第2項の規定による受験の申込みを行った場合で、当該書類に記載された内容と第1号書式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第1条第1項第3号に掲げる書類を添付することを要しない。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>法第4条第5項</u>の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は前項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p> <p>(学科の試験の免除)</p> <p>第12条 学科の試験（他の都道府県知事が行う学科の試験を含む。）に合格した者については、<u>学科の試験（他の都道府県知事が行う学科の試験を含む。）に合格した2級建築士試験又は木造建築士試験（他</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>基準に適合することを証するに足る書類</u></p> <p><u>エ 法第4条第4項第4号に該当する者にあつては、第1号の2書式による実務経歴書及び第1号の3書式による実務経歴証明書</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、<u>法第4条第3項</u>の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は第1項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p> <p>(指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第10条の3 知事は、鳥取県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、鳥取県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第23条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許証等用写真を貼付した2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に<u>本籍の記載のある住民票の写しを添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>法第4条第3項</u>の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は前項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p> <p>(学科の試験の免除)</p> <p>第12条 学科の試験（他の都道府県知事が行う学科の試験を含む。）に合格した者については、<u>その申請により、学科の試験（他の都道府県知事が行う学科の試験を含む。）に合格した2級建築士試験又は木</u></p>
--	---

の都道府県知事が行う2級建築士試験又は木造建築士試験を含み、以下この条において「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の2級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては3回)の2級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(受験申込書)

第14条 2級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が2級建築士等試験事務(2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第4号書式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

イ 法第15条第2号に該当する者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

ウ 法第15条第3号に該当する者にあつては、第1号の2書式による実務経歴書及び第1号の3書式による実務経歴証明書

(2) 申請前6月以内に脱帽し無背景で正面から上三分身を写した写真で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの

2 略

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第23条 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、受験申込書並びに第14条第1項第1号に掲げる書類に記載されるべき事項について確認できる書類を添えなければならない。

(事務所登録の通知)

造建築士試験(他の都道府県知事が行う2級建築士試験又は木造建築士試験を含む。)に引き続いて行われる次の2回の2級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(受験申込書)

第14条 2級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)が2級建築士等試験事務(2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第4号書式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる書類

ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

イ 法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 第5号書式による実務の経験を記載した書類

(3) 申請前6月以内に脱帽し無背景で正面から上三分身を写した写真で縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの

2 略

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第23条 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

(事務所登録の通知)

第27条 法第23条の3第2項の規定による通知は、所管事務所の長が第5号書式による通知書を交付して行う。 2・3 略	第27条 法第23条の3第2項の規定による通知は、所管事務所の長が第6号書式による通知書を交付して行う。 2・3 略
---	---

第2条 鳥取県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

1号書式の次に次の2書式を加える。

第1号の2書式（第1条関係）

実務経歴書

〔記入注意〕 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置が行われる場合や登録が認められない場合があります。

2級 私は、 <sup>木造</sup> 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴書を提出します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 年 月 日 .....氏名.....印 鳥取県知事 様			
勤務先等			
勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	実務経験の内容（建築士法施行規則第1条の2）
年月～年月	年月数		
実務経験の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）		年月数
			年 月
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）		年月数
			年 月
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）		年月数
			年 月
※経由機関記載欄		※登録機関記載欄	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第1号の3書式（第1条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

鳥取県知事 様

証明者

印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した 2級 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。  
木造

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

実務経験の内容：

備 考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

第5号書式を削り、第6号書式を第5号書式とする。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。